

地域包括支援センターサブセンターの体制について

1. これまでの経緯と体制見直しの目的

津山市では「第3期介護保険事業等計画」に定め、平成18年に高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターを市内1箇所、サブセンターを8日常生活圏域毎に設置した。地域の拠点となるサブセンターは、各圏域の8法人等の協力（職員派遣）を得て、地域に根差した活動の結果、センターの認知度向上に併せ、高齢者に対する地域福祉の増進にも成果が得られた。

一方、近年では、高齢者人口の増加に加え、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加、8050問題など複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、地域からの相談は多様化している。特に相談の入口を担当するサブセンターでは、困難事例や高い専門性が必要となる事例にも単独での対応が求められるなど、職員にかかる負担が大きくなっている。こうした状況に介護人材不足の課題も加わり、各法人からの職員派遣も厳しくなっている。

こうしたことから、今後の安定的・継続的なセンター運営をめざすため、サブセンターの体制見直しが求められている。

【サブセンターの体制】

圏域	H18	H19	H20	H28	H29	H30	H31	R2	
東部	鶯園								
西部	みのり								
南部	積善病院					H30～ときわ園			R2～社協(本所)
北部	高寿園				H28～弥生ヶ丘		H30～社協(本所)		
中央部	中央病院		H20～社協(本所)						
加茂・阿波	緑山荘	H19～社協(加茂町福祉センター)							
勝北	日本原荘								
久米	愛和荘		H20～社協(久米支所)						
職員体制	サブ担当	各1人	各1人	各1人	各1人	各1人	各1人	各1人	各1人
	プラン担当	0	0	久米1人 加茂1人	久米1人 加茂1人	久米2人 加茂1人 勝北1人	久米2人 加茂1人 勝北1人	久米2人 加茂1人 勝北2人	久米2人 加茂1人 勝北2人
	地域づくり(本所)	0	0	0	0	0	4人	4人	4人

2. これまでの協議内容

平成29年度から、地域包括ケア会議システム部会を中心に地域包括支援センターの体制について協議を行い、以下の体制案で利点と課題を整理している。

【センターの体制案】

(1)8生活圏域ごとにサブセンター(拠点)を設置

- ①現在の体制を継続（法人からの派遣協力を得て総合相談担当（サブ担当）を1名配置）
⇒不可能
- ②職員の複数配置

(2)サブセンターの集中化

【各案の利点・課題】

	利点	課題
8生活圏域ごとにセンターを設置	<ul style="list-style-type: none"> ○圏域ごとに体制が整備される ○住民にとって身近な場所に設置(安心感、わかりやすさ) ○訪問先まで短時間で移動できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○法人委託が難しく、8つ全てに拠点を設けることは困難
職員の複数配置	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、職員間で相談や同伴訪問ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員配置の職種の調整が難しい
集中化する	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑な課題を持つケースに対し、他職種職員との相談が可能となり、複数での訪問も迅速に対応できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○場所の確保 ○圏域の拠点がなくなり、来所相談しにくくなる。また、アウトリーチにも時間を要する ○緊急時に訪問先まで迅速に移動できない場合がある

【その他意見】

○望ましい体制

- ・個別ケースへの複数職員での対応や、訪問後の相談、連絡調整ができる
- ・サブ担当と地域づくり担当相談しながら、一体的に業務を進めることができる

3. その他の課題

- ・地域包括支援センターに配置すべき専門職の法定基準人員数を満たしていない

職種	法定基準人員数	現在の配置
保健師等	6	5 (△1)
主任ケアマネ	6	4 (△2)
社会福祉士	6	11

(R2. 7末時点)

- ・地域包括支援センター全体の人員不足 (センター全体必要数：36人、現在配置：32人)

- ・サブセンターの機能強化

※サブセンター・・・本所が統括機能を発揮しつつ各センターが4機能を適切に果たす
 ブランチ・・・包括支援センターにつなぐための相談窓口

4. 体制案

「第8期介護保険事業等計画」期間内(3年間)に、8生活圏域と各圏域での訪問機能(概ね30分以内での訪問)を維持しながら、支所等を拠点とした職員の「集中配置型」の体制を構築する。また、各拠点には多様な専門職を配置し、サブセンター機能の向上を図る。

【イメージ】

○圏域とサブセンター

<中央部・北部・南部>一本庁舎

<加茂・阿波>加茂町福祉センター

<勝北・東部>勝北支所、「鶯園」

<久米・西部>久米支所、「みのり学園」

※東部・西部については、可能な範囲で「法人」の職員派遣協力を得て、効率的な該当圏域内連携体制を構築する。

○職員配置

各拠点への多職種配置。保健師等、主任ケアマネ、プランナー、地域づくり担当者等を配置し、集中配置による相互連携、初動対応機能強化を図る。また、生活支援体制整備事業とも連携を図るため、生活支援コーディネーターも各拠点に配置する。ただし、現在職員数が定員数に満たない状況から、段階的に業務の効率性を図りながら移行する。